

22 国際第919号

関税割当公表第24号

平成23年度のエステル化でん粉その他のでん粉誘導体の関税割当てについて

経済連携協定に基づく農林水産省の所掌事務に係る物資の関税割当制度に関する省令（平成17年農林水産省令第12号）第5条の規定に基づき、「経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定」に基づき割当ての対象となるエステル化でん粉その他のでん粉誘導体の関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

平成23年2月17日

農 林 水 産 省

記

第1 割当対象物品、割当数量及び通関期限

1 割当対象物品

エステル化でん粉その他のでん粉誘導体（関税定率法（明治43年法律第54号）別表第3505.10号の1に掲げる物品）

2 割当数量 200,000トン

3 通関期限 平成24年3月31日

第2 関税割当申請書受付の担当課

農林水産省生産局生産流通振興課

第3 関税割当証明書発給の担当課

農林水産省大臣官房国際部国際経済課

第4 関税割当申請書の提出期間及び提出時間

1 提出期間

次に掲げる期間とする。

ただし、(2) から (6) までに掲げる期間については、それ以前の期間に行われた申請に対する割当てにおいて生じた残量及び各期間の開始日の前々週の火曜日（火曜日が行政機関の休日の場合はその直前の平日）までに返却された関税割当証明書において生じた未使用部分の合計が1トン以上ある場合にのみ関税割当申請書を提出することができる。1申請者当たりの申請数量等については、第7を参照。

- (1) 平成23年3月10日（木）から同年3月18日（金）まで
- (2) 平成23年6月7日（火）から同年6月13日（月）まで
- (3) 平成23年8月2日（火）から同年8月8日（月）まで
- (4) 平成23年10月4日（火）から同年10月11日（火）まで
- (5) 平成23年12月6日（火）から同年12月12日（月）まで
- (6) 平成24年2月7日（火）から同年2月13日（月）まで

なお、(2) から (6) までに掲げる期間における割当ての実施の有無及び実施する場合の割当数量は、各期間の開始日の前の週の火曜日（火曜日が行政機関の休日の場合はその直前の平日）に当省ホームページ

(<http://www.maff.go.jp/j/kokusai/boueki/triff/1tha/05/h23/index.html>) に掲載する。

- 2 提出時間 午前10時から正午まで及び午後2時から午後4時まで

第5 関税割当申請者の資格

エステル化でん粉その他のでん粉誘導体の販売若しくは輸入を事業目的とする法人又はこれらの事業を行うことが確実であると認められる個人であって、輸出者との間で契約を締結した者

第6 関税割当申請書に添付すべき書類

- 1 平成22年度に割当実績がある場合は、割当を受けた全ての関税割当

証明書（原本）（ただし、平成22年度のエステル化でん粉その他のでん粉誘導体の関税割当てについて（21国際第 976 号関税割当公表第 4 号）の第 4 の 1 の (6) における関税割当申請に基づき発給された関税割当証明書について、未使用分があり、引き続き使用するものは除く。）

- 2 平成22年度の各月別のエステル化でん粉その他のでん粉誘導体の輸入通関実績（平成23年 3 月末見込みを含む）数量等一覧表（別記様式 1）
- 3 平成23年度のタイ産エステル化でん粉その他のでん粉誘導体の輸入計画数量等一覧表（申請日の翌々月末（第 4 の 1 の (I) においては、6 月末）までの通関予定日が記入されたもの）（別記様式 2）
- 4 タイ産エステル化でん粉その他のでん粉誘導体の輸入に係るプロフォーマ・インボイス（仮商業送り状）（※）原本及び写し各 1 通
- 5 4 の書類が日本語以外の言語で表記されている場合には、その日本語訳 1 通
- 6 第 4 の 1 の (2) に掲げる期間以降に申請する場合は、平成22年度において既に発給した関税割当証明書（通関数量を確認し、未使用分があり、引き続き使用する場合には申請者に直ちに返却する。）
- 7 法人の登記事項証明書（個人にあっては、住民票）（いずれも関税割当申請書の提出日の前日から起算して前 1 ヶ月以内に交付されたものに限る。）

ただし、本公表により 2 件以上申請する場合は、2 件目以降は 2 及び 7 の書類の内容に変更がなければ、2 及び 7 の書類の添付を必要としない。

（※）貨物名、港、数量、価格等が明記されており、かつ、契約当事者の署名等があるもの。原本は受付確認後直ちに返却する。

第7 割当基準

1 第4の1の(1)に掲げる期間の場合

申請者に対する割当数量は、次のとおりとする。ただし、1申請者当たりの申請数量は20,000トン又は6月末までの輸入予定数量のいずれか少ない数量を上限とする。

(1) 申請数量の総計が第1の2に掲げる割当数量以下となる場合

申請者に対して、申請数量を割り当てる。

(2) 申請数量の総計が第1の2に掲げる割当数量を超える場合

申請者に対して、第1の2に掲げる割当数量を申請数量の総計で除した割合を申請数量に乗じて配分した数量を割り当てる。

2 第4の1の(2)から(6)までに掲げる期間の場合

申請者に対する割当数量は、次のとおりとする。ただし、(2)から(5)までに掲げる期間においては、1申請者当たりの申請数量は毎回20,000トン又は申請日の翌々月末までの輸入予定数量又は当省ホームページに掲載した割当数量のいずれか少ない数量を上限とする。さらに、申請に添付した既発給関税割当証明書に未使用分が生じ、引き続き使用する場合、申請数量から引き続き使用する数量を差し引いた数量を申請数量とみなして割当てを行う。なお、(6)に掲げる期間における1申請者当たりの申請数量には当省ホームページに掲載した割当数量の範囲内であれば上限を設けない。

(1) 申請数量の総計が別途当省ホームページに掲載する割当数量（第4の1参照）以下となる場合

申請者に対して、申請数量を割り当てる。

(2) 申請数量の総計が別途当省ホームページに掲載する割当数量（第4の1参照）を超える場合

申請者に対して、別途当省ホームページに掲載する割当数量を申請

数量の総計で除した割合を申請数量に乗じて配分した数量を割り当てる。

- 3 平成22年度に割当てを受けた者のうち、平成22年度のエステル化でん粉その他のでん粉誘導体の関税割当てについて（21国際第 976 号関税割当公表第 4 号）の第 4 の 1 の (1) から (5) までの関税割当申請書提出期間ごとに、当初割当てを受けた数量と申請日の翌々月末までの輸入通関数量から消化率を算出し、各期間ごとの輸入通関数量で加重平均した消化率が 9 割未満の者は、平成22年度のエステル化でん粉その他のでん粉誘導体の関税割当てについて（21国際第 976 号関税割当公表第 4 号）の第 4 の 1 の (1) から (5) までの関税割当申請書提出期間ごとに、当初割当てを受けた数量に対する申請日の翌々月末までの輸入通関数量（申請が行われなかった提出期間については 0 トン）の合計数量を、年度を通した申請数量の上限とする。

なお、平成22年度のエステル化でん粉その他のでん粉誘導体の関税割当てについて（21国際第 976 号関税割当公表第 4 号）の第 4 の 1 の (1) から (5) までの関税割当申請書提出期間ごとに、次期提出期間の開始日の前々週の火曜日（火曜日が行政機関の休日の場合はその直前の平日）までに返却された関税割当証明書の未使用部分は、消化率計算の際においては、「当初割当てを受けた数量」に含めないものとする。

- 4 1 の (2) 又は 2 の (2) において割当数量を算出した結果、割当数量が 1 kg に満たない場合には、証明書を発給しない。なお、算出において 1 kg に満たない端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる。

第 8 関税割当証明書の発給

関税割当証明書の発給は、申請者がエステル化でん粉その他のでん粉誘導体の関税割当てに関して法令等に違反した場合又は虚偽の申告をした場合には行わないものとする。

第9 その他

- 1 関税割当申請書の提出部数は2通（経済連携協定に基づく農林水産省の所掌事務に係る物資の関税割当制度に関する省令第1条）とし、その他の添付書類の提出部数は1通とする。
- 2 関税割当申請書等の記載については、経済連携協定に基づく関税割当申請書等の記載要領について（平成17年4月1日付け16国際第1297号）によるものである。
- 3 割当てを受けた物品の輸入を希望しなくなったとき又は通関期限を経過したときは、関税割当証明書を速やかに返納しなければならない。
（経済連携協定に基づく農林水産省の所掌事務に係る物資の関税割当制度に関する省令第4条）
- 4 平成23年度に割当てを受けた者のうち、第4の1の(1)から(5)までの関税割当申請書提出期間ごとに、当初割当てを受けた数量と申請日の翌々月末まで（第4の1の(1)においては、6月末）の輸入通関数量から消化率を算出し、各期間ごとの輸入通関数量で加重平均した消化率が9割未満の者は、次年度においては、平成23年度の関税割当申請書提出期間（第4の1の(6)を除く）ごとに、当初割当てを受けた数量に対する申請日の翌々月末（第4の1の(1)においては、6月末）までの輸入通関数量（申請が行われなかった提出期間については0トン）の合計数量を年度を通した申請数量の上限とする。なお、関税割当申請書提出期間（第4の1の(6)を除く）ごとに、次期提出期間の開始日の前々週の火曜日（火曜日が行政機関の休日の場合はその直前の平日）までに返却された関税割当証明書の未使用部分は、消化率計算の際においては、「当初割当てを受けた数量」に含めないものとする。
- 5 関税割当証明書の有効期間については、関税割当証明書の「期間満了日」の欄に記載された日までとし、当該有効期間の延長は行わないもの

とする。

6 関税割当てに当たり必要な書類の提出を別途求めることがある。

第10 関税割当てを受けた者の氏名等の公表

農林水産省は、本公表に基づき関税割当てを受けた者の氏名（名称）及び住所を、農林水産省のホームページ、経済産業公報及び通商弘報において公表する。

(別記様式1)

エステル化でん粉その他のでん粉誘導体の輸入通関実績数量等一覧表

(単位：トン)

| | 月初在庫 | 輸入数量 (うち代) | 使用(販売)数量 | 月末在庫 |
|-----|------|---------------|----------|------|
| 年 月 | | | | |
| 合 計 | | | | |

(注) 直近月の使用(販売)数量等については、見込数値を記入

氏 名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名)

(別記様式2)

タイ産エステル化でん粉その他のでん粉誘導体の輸入計画数量等一覧表

(単位：トン)

| | 輸入計画数量 | 輸入予定港 |
|-------|--------|-------|
| 年 月 日 | | |
| 合 計 | | |

氏 名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名)